4－5　火災予防査察

1　防火査察等の実施

火災の予防は、本来、都民一人ひとりが自らの責任において行うべきものであり、一般住宅はもとより事業所などにおいても自主的に実践しなければならないものです。

このため、消防法では不特定多数の人々が出入りする百貨店、劇場など、あるいは危険物貯蔵・取扱所及び大規模な工場などに対し、防火管理や危険物の保安管理などの自主管理に努めなければならないことを義務付けています。

一方、消防機関は、防火対象物の用途、規模、構造、設備、管理状況等の危険実態に応じて防火査察を実施し、指摘した法令違反が是正されない場合は、速やかに警告や命令などの違反処理を行い、災害発生防止及び人命安全対策を推進し、都民の安全と安心の向上に努めています。

さらに、伊豆七島など島しょ地区の危険物施設の防火査察も実施しています。

消防法では、消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域の危険物施設の防火査察は都道府県知事の権限とされており、島しょ地区については、東京都知事の権限が東京消防庁消防総監の専決とされています。

東京消防庁では、島しょ地区の防火査察については予防部査察課の分掌事務として指定しており、大島、八丈島をはじめ、硫黄島、南鳥島まで全13島、431（平成28年12月末現在）の危険物施設について防火査察を実施しています。

写真 70　防火査察の様子

2　安全・安心情報の発信

⑴　優良防火対象物認定表示制度

平成18年10月1日から運用開始した「優良防火対象物認定表示制度」は、管理権原者からの申請に基づき消防署長が審査・検査し、その結果、防火上優良な建物であると認定した場合は、優良防火対象物認定証（通称：優マーク）を建物等に表示できる制度です。建物を利用する方は、優良防火対象物認定証を確認することで、防火上優良な建物であるかどうか一目でわかります。

また、防火上優良な建物として公的機関の認定を受けることで、建物の管理権原者による防火安全性の向上に係る自主的・意欲的な取組の促進が期待できます。

平成28年10月には、制度開始から10年目を迎え、制度の更なる利便性の向上を図るため、階層単位での部分申請を可能とし、また、縦横比を固定した認定証サイズの自由化、説明文付きの新たな認定証の規格化及び認定証へ

認定を受けた部分の名称を記載可能とするなどの改正を行い、平成28年12月21日から施行されています。

写真 33	優良防火対象物認定証

⑵　違反対象物の公表制度

平成 23 年 4 月 1 日から運用開始した「違反対象物の公表制度」は、消防機関が防火査察を実施し、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務違反や防火管理等の繰返し違反がある建物を把握した場合、火災予防条例に基づき、消防関係法令違反のある建物を公表する制度です。この制度は、都民自らが建物の安全に関する情報を入手し、当該建物の利用について判断できるよう、都民に情報を提供することを目的に制定されました。

⑶　安全・安心情報の発信

優良防火対象物として認定されている建物、公表制度の対象となる消防関係法令違反のある建物及び消防法に基づき命令を受けている建物については、東京消防庁ホームページへの掲載や東京消防庁本部又は管轄消防署等での閲覧による情報提供を行っています。

3　指定場所での「喫煙」「裸火使用」「危険物品の持込み」の規制

劇場、百貨店など大勢の人で混雑する場所において火災が発生した場合は、多数の死傷者が発生する恐れがあることから、主に利用者が大勢出入りする場所を指定場所として「喫煙」「裸火使用」「危険物品の持込み」の各行為を規制し、人命安全対策の強化を図っています。

ただし、これらの行為は全面的に禁止してしまうと、文化・経済活動や社会生活に支障を来すことになるため、事前に申請を行い、消防総監が定める基準に適合していると消防署長が認めたときは、例外としてこれらの行為を行うことができるとされています。

指定場所は東京消防庁管内に平成 28 年 12 月末現在で、28,253 箇所あり、平成 28 年中に 6,369 件の申請がなされています。このうち約 8 割が劇場等とテレビスタジオ等における裸火などの使用についての解除を求めるものです。

なお、禁止される行為に応じて、次のような標識を建物入口など見やすい箇所に設置しなければなりません。

第 4-8 図　標識

第 4-11 表　違反処理の状況（平成 28 年中）

番号	処　理　基　準　項　目	警告件数	命令件数	特例認定取消件数
1	防火管理関係違反	100 件	5 件	6 件
2	消防用設備等の技術上の基準違反	101 件	9 件	—
3	消防用設備等の点検報告関係違反	51 件	—	—
4	防火設備・避難施設関係基準違反	27 件	118 件	—
5	火気使用設備・器具、電気設備関係基準違反	24 件	1 件	—
6	危険物施設等関係違反	1 件	3 件	—
7	その他の消防法令違反	11 件	—	—
合　　計		315 件	136 件	6 件

（注）特例認定取消件数は建物件数を表記しております。

第 4-12 表　安全・安心情報の発信状況（平成 28 年中）

	棟数
優良防火対象物の認定	904 件
違反対象物の公表（重大違反及び複数管理義務違反の繰返しのあるもの）	136 件

トピックス　3

外国人旅行者等に対する安全安心の提供

東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるにあたり、多数の外国人旅行者等が駅・空港、競技施設、旅館・ホテルなどを利用することが想定されることから、外国人旅行者等に安全・安心を提供するため、消防用設備・避難経路図に関するピクトグラム（案内用図記号）及び多言語による表記を推奨していきます。

消火器のピクトグラムの設置例

消火器を直接視認できる場合、「消火器」と表示した標識は省略可能

○　消火器のピクトグラムは、多数の人が立ち入り又は通行する場所に設ける消火器に設置します。

○　「消火器」と表示する場合は、努めて英語などの言語を併記します。

○　避難経路図は、日本語表記のほか、努めて英語及び主な外国人利用者が使用する言語を併記します。

ホテル・旅館又は宿泊所における多言語に対応した避難経路図の例

避難経路図　ESCAPE ROUTE

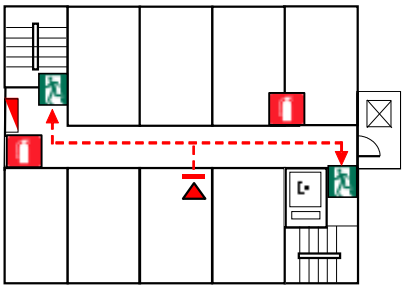

凡例

- 現在位置 You Are Here
- 避難経路 Escape Route
- 消火器 Fire Extinguisher
- 避難口 Emergency Exit
- 避難器具 Escape Ladder
- 消火栓 Fire Hydrant

<記載文例>

◆従業員や非常放送により火災の発生状況や避難の指示をします。落ち着いて行動してください。

The seriousness of the fire and the escape routes will be clarified by the hotel employee and/or the emergency broadcast. Keep calm and follow the instructions.

◆エレベーターは使用しないでください。

Do not use the elevator.